

「平成25年度第3回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

I 日 時 平成25年10月31日（木） 10:30～11:00

II 場 所 熊本市役所 駐輪場別館会議室

III 委員名簿 別添協議会資料のとおり

IV 事務局 熊本市農水商工局商工振興課

V 次 第

1 開会

2 議事 「ダイレックス熊本店」に対する意見について

3 閉会

VI 協議結果概要

事務局から、届出概要、住民等・学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意見案と考え方について説明した後、協議を行った。

1 「ダイレックス熊本店」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
 - ただし、学識経験者・関係各課の指摘内容をそれぞれ踏まえて、下記のとおり留意事項を付記する。
- (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
 - (2) 開業後の利用実態等を踏まえ必要性があると判断される場合は、B棟における身障者用駐車場について配慮すること。
 - (3) 早朝における荷物の搬入及び荷さばき作業に際しては、可能な限り騒音の発生を低減し、周辺的生活環境の保全に努めること。その他、当該店舗運営に伴い発生する騒音により、住民等からの苦情が発生した場合は、誠意をもって対応すること。
 - (4) 屋外照明や広告塔照明の設置については、周辺住居等に光害が発生しないよう照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮すること。
 - (5) 「大型店の立地に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、「大型店に求める具体的な地域貢献策」その他の地域貢献に積極的に取り組むこと。

[質 疑]

- B棟前の身障者用駐車場について、緑化ブロックの関係で一般駐車場に変更されたとのことですが、これについては残念ではあるが、最終的な緑地の面積は何平米か。(内野委員：熊本大学名誉教授)
 - 1050.45㎡であり、緑化目標値の15%をクリアする形となっております。(吉本委員：緑保全課長)
 - 仮に、B棟前の身障者用駐車場の部分から緑化ブロックを外すとなると15%を切りますよね。(内野委員：熊本大学名誉教授)
 - はい。緑保全課としては、緑化ブロックを別の場所に移していただきたいとの指摘をしていたところです。(吉本委員：緑保全課長)
- 用途地域の制限基準により、準住居になるか、第2種中高層になるかで、許可される面積が変わってくるが、こういう敷地区分というのは業者が申請してくるものですか。(磯田委員：熊本高等専門学校教授)
 - 建築確認は申請主義になる。敷地過分による届出があれば、それに合わせて建築確認を行います。(下田委員：建築指導課長)
 - ほとんど第2種中高層の方に建築はあるのに、敷地としてみれば準住居の方が多いため、準住居の基準の方になるが、こういう時には建築指導課として指導は何かされるのか。(磯田委員：熊本高等専門学校教授)
 - このケースで行きますと、A,Bの2棟であるので、もしB棟がなければ、一つの敷地として扱いますので、当然、第2種中高層の用途規制がかかるということになります。(下田委員：建築指導課長)
 - これで法律に合っているのよいいということですね。(磯田委員：熊本高等専門学校教授)
 - はい。(下田委員：建築指導課長)
- B棟前の身障者用駐車場を緑化ブロックの関係から一般駐車場に変更したことについて、小さな問題のようで、実は本質的な問題を含んでいると思う。緑化ブロックというのは、私は足が悪いのでなおさらだが、歩くのに不安定なところがある。仮に熊本市がやさしい街づくりをしているとすれば、強い指導が必要だと思う。緑化面積については、一定の基準があるが、身障者用駐車場の設置についてはルールが明確ではないため、厳しい指導は難しいと思いますが、障害者の雇用率制度があるように、今年の4月1日から2.0に引き上がったが、一定の駐車率制度等を設けて、配慮すべき。身障者駐車場の確保は、業者は利益追求型であることから、なかなか厳しいと思うが、例えば2,000㎡以上に対しては0.5%~0.8%くらいのいわゆる裁量権が出来るようにやらないとたちごっこになる。もうちょっと行政の方で知恵を出して、熊本ルールを作っていただければ幸いと思う。(荒井委員：熊本学園大学教授)
- B棟は、未定となっているが店舗は決まっているか。(原山委員：農水商工局次長)
 - B棟は、美容室とABCマートという靴屋が出店することに決まったとの報告を受けております。(事務局)

〔総括〕

本件については、市の意見はなし、ただし、留意事項として意見案に記載の内容を設置者へ通知する。

2 次回開催予定について

〔開催予定時期〕平成25年12月上旬

〔協議予定事項〕「youme マート田崎店」・「ドラッグコスモス近見店」の新設届出に対する意見について